

## ●高額療養費の上限額

【令和8年7月まで】

限度区分 (所得区分)			負担割合	自己負担限度額 (月額上限)	
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円 以上	3割	252,600円(注1) (医療費が842,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。)	
	Ⅱ	課税所得 380万円 以上		167,400円(注2) (医療費が558,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。)	
	Ⅰ	課税所得 145万円 以上		80,100円(注3) (医療費が267,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。)	
一般			2割	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円(注3)
住民税 非課税				8,000円	
			1割	8,000円	15,000円
				8,000円	15,000円

【令和8年8月から令和9年7月まで】

限度区分 (所得区分)			負担割合	自己負担限度額 (月額上限)		自己負担限度額 (年間上限)
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円 以上	3割	270,300円(注1) (医療費が901,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。)		1,680,000円
	Ⅱ	課税所得 380万円 以上		179,100円(注2) (医療費が597,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。)		
	Ⅰ	課税所得 145万円 以上		85,800円(注3) (医療費が286,000円を超える場合は 超過額の1%を加算する。)		
一般			2割	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円(注3)	530,000円
住民税 非課税				11,000円 (年間上限96,000 円)		25,700円(注4)
			1割	8,000円	15,700円	290,000円
				8,000円	15,700円	180,000円



過去12か月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、  
4回目からの額は次のとおりです。

注1 4回目以降 140,100円 注2 4回目以降 93,000円

注3 4回目以降 44,400円

過去12か月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、  
4回目からの額は次のとおりです。

注1 4回目以降 140,100円 注2 4回目以降 93,000円

注3 4回目以降 44,400円 注4 4回目以降 24,600円

今回の見直しの背景に関するご質問等は厚生労働省までお問合せください。

厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111